

戦争法草案！

平和の心 一つに あつめ。

第二章 戦争の放棄
第九条 日本国民は、
正義と秩序を基調とする
国際平和を誠実に希求し、
国権の発動たる戦争と、
武力による威嚇又は武力の
行使は、国際紛争を解決する
手段としては、永久にこれを
放棄する。
（この項の目的を達するため
陸海空軍その他の戦力は、
これを保持しない。
国の交戦権は、これを
認めない。）